地域利便施設

指定路線道路の沿道に面して地域利便施設を建設する場合の基準は、申請の内容が次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 1 予定建築物は、大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗であること。ただし、建築基準法施行令第130条の5の3に規定する店舗、飲食店等を含むことができる。
- 2 指定路線道路は、原則として4車線以上の国・県・市道の沿道で指定した区域であること。
- 3 申請地は次に該当すること。
 - (1) 申請地は、指定路線道路に30m以上接し、一般の交通に支障とならない位置に有効幅員5m以上の車両用入口1 箇所、出口1箇所それぞれ設けること。ただし道路管理者との協議により、車両用入口及び出口をそれぞれ設けることができない場合は、有効幅員6m以上の車両用出入口を1箇所設けるものとする。
 - (2)申請地の面積は、30,000㎡未満であること。
- 4 建築物の高さは10m以下であること。
- 5 建築物の床面積の合計は10,000㎡以下で、かつ、申請敷地の2分の1以下であること。
- 6 当該施設は、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針に適合するものであり、大規模小売店舗立地法に基づく手続きが終了する旨の通知があったものであること。

地域利便施設に係る指定幹線道路基準

指定幹線道路については市長が以下の基準に基づいて指定します。

令和4年4月1日制定

指定幹線道路は次の各号に適合する区域であること。

- 1 現に4車線以上を有する国道、県道、市道、又は4車線以上の前者の計画道路で、すでに当該用地の取得 が完了しており、暫定的に2車線で供用の開始がなされている道路であること。
- 2 優良農地を含まない区域であること。
- 3 住居系の土地利用が想定されていない区域であること。

施行期日 この基準は、令和4年4月1日より運用する。

地域利便施設に係る指定幹線道路基準に基づいて指定する指定幹線道路

区域名	指定、区域の位置	指定年月日
国道 354 号沿道	(北側のみ) 境百々字細田279番1地先 から 境西今井字前田 136番3地先まで	R4. 4. 1